

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市立学校体育施設（開放施設）の使用料の減免
根拠法令及び条項	那覇市立学校体育施設使用料条例第3条 那覇市立学校体育施設の開放に関する規則第9条
審 査 基 準 ○ 那覇市立学校体育施設使用料条例 ○ 那覇市立学校体育施設の開放に関する規則 別紙のとおり	
標準処理期間	即日
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課（098-917-3504）
更新日	平成27年4月1日

(別紙)

○那覇市立学校体育施設使用料条例

(使用料の減免)

第 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市又は特定非営利活動法人那覇市体育協会が主催又は共催する行事のために利用する場合
- (2) 市内の保育園又は幼稚園が利用する場合
- (3) 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合
- (4) 構成員の半数以上が 65 歳以上の団体が利用する場合
- (5) その他市長が特別の理由があると認める場合

○那覇市立学校体育施設の開放に関する規則

(使用料の減免)

第 9 条 条例第 3 条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

- (1) 本市又は特定非営利活動法人那覇市体育協会が主催する行事のために利用する場合 全額
- (2) 本市又は特定非営利活動法人那覇市体育協会が共催する行事のために利用する場合 使用料の 2 分の 1 の額
- (3) 条例第 3 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当する場合 使用料の 2 分の 1 の額
- (4) 条例第 3 条第 5 号の規定に該当する場合 全額又は使用料の 2 分の 1 の額